

保健福祉部

No. 62

制度名	放課後子どもプラン推進事業費補助	主管課名	少子化対策課 企画・結婚支援 G											
		問合せ先	029-301-3261											
目的・趣旨	少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化及び家庭や地域の子育て機能・教育力の低下など、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援する。													
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業] (1) 放課後子供教室推進事業 等 放課後子供教室推進事業、放課後子供教室備品整備事業 (2) 放課後児童健全育成事業 等 放課後児童健全育成事業、放課後子ども環境整備事業、放課後児童クラブ支援事業、放課後児童支援員等処遇改善事業、障害児受入強化推進事業、小規模放課後児童クラブ支援事業、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業</p> <p>[補助要件等] (1) 放課後子供教室推進事業 等 市町村が実施する事業に対して、県が補助する。 (2) 放課後児童健全育成事業 等 市町村が実施する（又は助成する）事業に対して、県が補助する。 ・ 放課後児童支援員の配置。年間原則 250 日以上開所。 ・ 1 日につき原則 3 時間以上開所（ただし長期休暇期間等は原則 8 時間以上）等</p> <p>[対象経費] (1) 放課後子供教室推進事業 等 ① 放課後子供教室の運営に必要な経費 ② 放課後子供教室開設のための備品の整備に必要な経費（開設初年度のみ） (2) 放課後児童健全育成事業 等 ① 事業運営に要する経費（飲食物費を除く。） ② 新たに放課後児童クラブを設置するため、既存施設の改修や設備整備を行うための経費 ③ 障害児受入のための支援員等の配置費用 等</p> <p>[補助限度額等] (1) 放課後子供教室推進事業 等 市町村が地域の実情に応じて積算し、県が認めた額 (2) 放課後児童健全育成事業 等 ※基準額は令和元年度の額 ① 年間開設日数及び児童数に応じ、基準額 1 クラブあたり 1,681 千円～4,484 千円 その他開設日数加算、長時間開設加算あり ② 既存施設の改修 基準額 12,000 千円、設備整備 基準額 1,000 千円等 ③ 障害児受入推進事業 基準額 1,847 千円等</p> <p>[経費負担割合]</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td>1/3</td> <td>1/3</td> <td>1/3</td> <td>－</td> </tr> </tbody> </table> <p>[2 年度当初予算額] (1) 141,449 千円 (2) 1,919,377 千円</p> <p>[2 年度補助対象団体] 令和 2 年 12 月頃決定予定</p>				区分	国	県	市町村	その他	市町村	1/3	1/3	1/3	－
区分	国	県	市町村	その他										
市町村	1/3	1/3	1/3	－										
[備考] ソフト事業及びハード事業														